

小樽市子ども・子育て会議の役割

平成24年8月に子ども・子育て支援の新たな仕組みに関する「子ども・子育て関連3法」が国会で成立し、この3つの法律に基づく新制度が早ければ平成27年度から開始される予定となりました。

この新制度では、市町村に対し5年を一つの期間とする地域の実情に応じた「子ども・子育て支援事業計画(計画期間:平成27～31年度)」の策定が義務付けられ、これらの計画策定に関する子育て当事者等の意見を聴くことや計画策定後の施策の実施状況等について調査審議が必要であることから、本市においては平成25年7月に小樽市子ども・子育て会議条例を制定し、市の付属機関として「小樽市子ども・子育て会議」を設置いたしました。

1 小樽市子ども・子育て会議の設置（子ども・子育て支援法第77条第1項の規定による。）

○子ども・子育て支援法

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

【参照】

- (1) 特定教育・保育施設……資料4 P5～P7
- (2) 特定地域型保育事業……資料4 P5～P7
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画……資料4 P14～P17

※参考 国資料「平成24年11月29日 自治体説明会における主な質疑について」から一部抜粋

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく(PDCAサイクルを回していく)役割が期待されている。既存の協議会や審議会を活用することは可能であるが、制度の趣旨を踏まえ、構成員に教育・保育両分野の関係者を入れる、子育て当事者の参画に配慮する等幅広く意見を聞いていたく仕組みとしてほしい。